

## ○新エネルギー高効率利用促進補助事業取扱要領

(平成 31 年 4 月 1 日内規第 171 号)

改正 令和元年 9 月 27 日内規第 35 号 令和 3 年 3 月 29 日内規第 103 号

### 第 1 趣旨

新エネルギー高効率利用促進補助金(以下「補助金」という。)の交付については、北見市補助金等交付規則(平成 18 年規則第 67 号)及び新エネルギー高効率利用促進補助事業要綱(平成 31 年内規第 170 号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第 2 用語

この要領で使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

### 第 3 対象機器の要件(要綱第 2 条関係)

- 1 「着工日」とは、対象機器の設置に係る工事を着工する日のことをいう。
- 2 「完了日」とは、対象機器の設置工事及び電気工事が竣工した日のことをいう。
- 3 既に対象機器を設置している住宅及び対象機器と太陽光発電システムを同時設置する場合は、補助対象外とする。

### 第 4 補助金の交付申請等(要綱第 6 条関係)

- 1 「太陽光発電の稼働状況が分かる書類」とは、直近 3 か月以内に発行された検針連絡票等の原本の写しのことをいう。
- 2 「完納証明書」とは、当該年度内に発行された完納証明書のことをいう。
- 3 「住民票」とは、当該年度内かつ 3 か月以内に発行された住民票の写し(コピー不可)のことをいう。

### 第 5 補助事業の実績報告等(要綱第 9 条関係)

決定者は、対象機器設置の完了日から起算して 30 日以内又は 3 月 31 日までのうち、いずれか早い日までに実績報告をしなければならない。ただし、対象機器設置の完了日から起算して 30 日目が閉庁日の場合は、それ以降直近の開庁日までに報告しなければならない。

### 第 6 手続の代行(要綱第 10 条関係)

手続代行者は、要綱第 6 条、第 8 条及び第 9 条に関する手続並びに対象機器の工事及び施工に対して全責任を負わなければならない。

### 第 7 補助金の請求

補助金交付額の確定の通知を受けた者が補助金の請求を行う場合は、所定の請求書を提出するものとする。

### 附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年9月27日内規第35号)

この内規は、令和元年9月27日から施行する。

附 則(令和3年3月29日内規第103号)

この内規は、令和3年3月29日から施行する。